

概要版

第2期

横浜市子どもの貧困対策に関する計画

令和4年度～令和8年度

横浜市



第1章

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

1 計画策定の背景

(1) 子どもの貧困対策に関する国の動き

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。）の施行から5年が経過し、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

【改正法の主なポイント】

- ◆ 目的の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ・貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること
- ◆ 基本理念の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ・貧困の背景にある様々な社会的要因があることを踏まえること

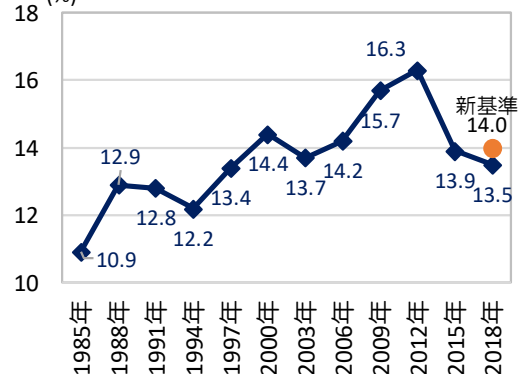
また、令和元年11月には、改正法を踏まえて、平成26年8月に定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。新大綱においては、「子供の貧困に関する指標」として「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標が追加され、指標の改善に向けた重点施策が引き続き示されています。

(2) 子どもの貧困率

子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得^{※1}が、貧困線^{※2}に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30（2018）年の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準^{※3}においては14.0%）となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

(%) 子どもの貧困率の推移（全国）



出所）厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

※1：世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2：国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

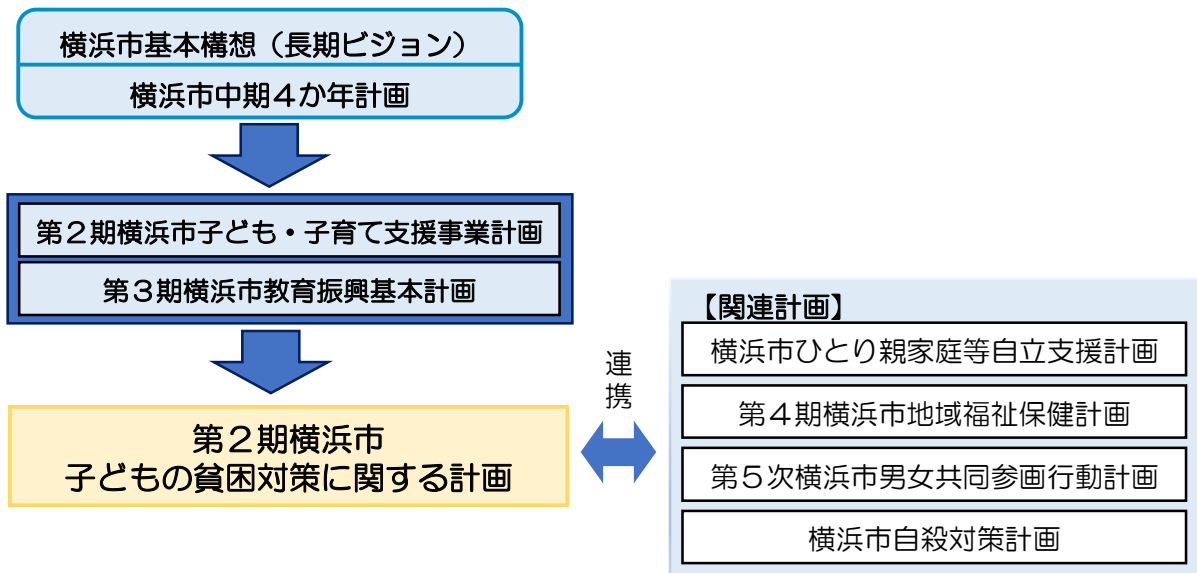
※3：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの）を基に算出した子どもの貧困率

2 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

第2章

本市における 子どもの貧困の状況について

1 子どもの貧困に関する実態把握について

(1) 子どもの貧困に関する実態把握について

- 令和2年度に、市内在住の5歳児の保護者（4,000人）、小学5年生の子ども及びその保護者（各4,000人）、中学2年生の子ども及びその保護者（各4,000人）を対象に、子どもや家庭の生活実態に関するアンケート（市民アンケート）を実施しました。また、日頃から多くの子どもや家庭に関わっている区役所や学校、施設、NPO法人等の方々に対するヒアリングを実施しました。

(2) 所得区分の定義について

- 本調査に示す3つの所得区分は、令和元（2019）年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数 ^(注)	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

(3) 調査結果の表示方法について

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがあります。
- ひとり親世帯は本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合となり、死別、離別、未婚、別居を含みます。また、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「ひとり親世帯」に含みません。
- ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合となります。

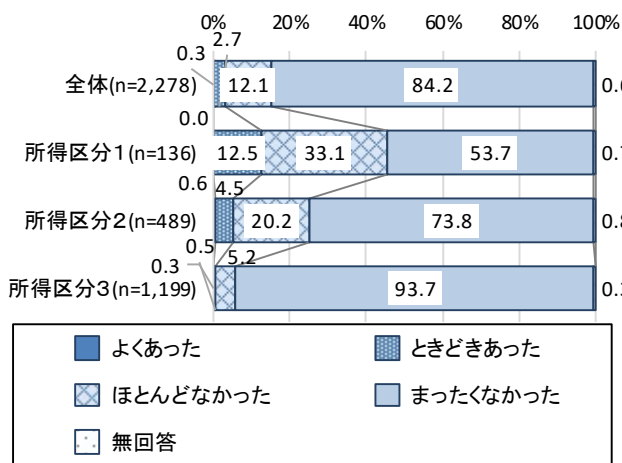
2 子どもや家庭を取り巻く課題

実態把握調査等により、次の課題を把握しました。

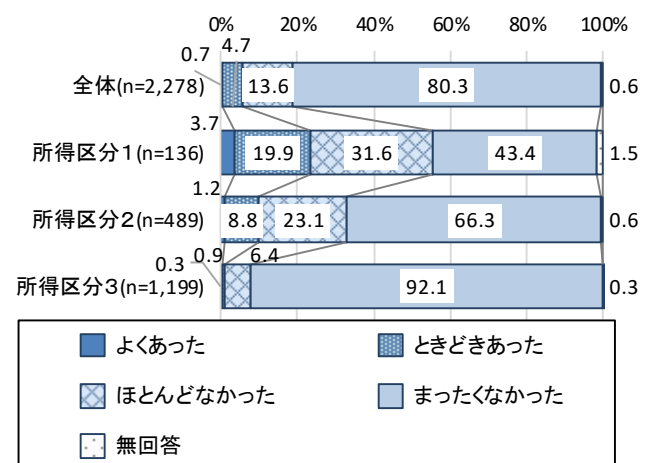
(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

- 経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを楽しむこと等による健康格差や、精神面でも余裕がなくなるなど、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、不安定な就労等により生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- 全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

過去1年間にお金が足りなくて
必要とする食料が買えなかった経験
【小学5年生の保護者】



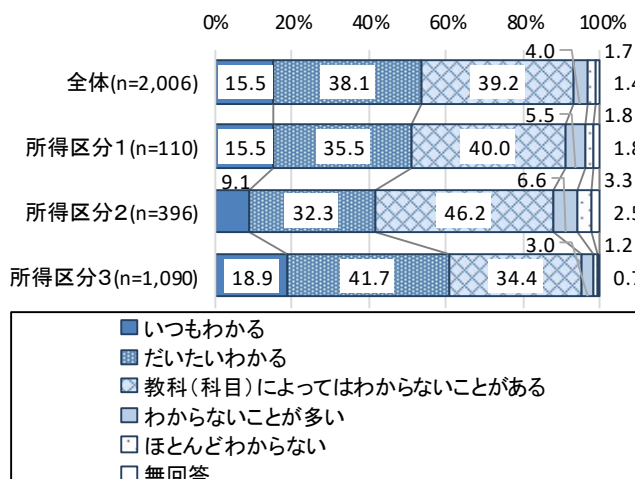
過去1年間にお金が足りなくて
必要とする衣料が買えなかった経験
【小学5年生の保護者】



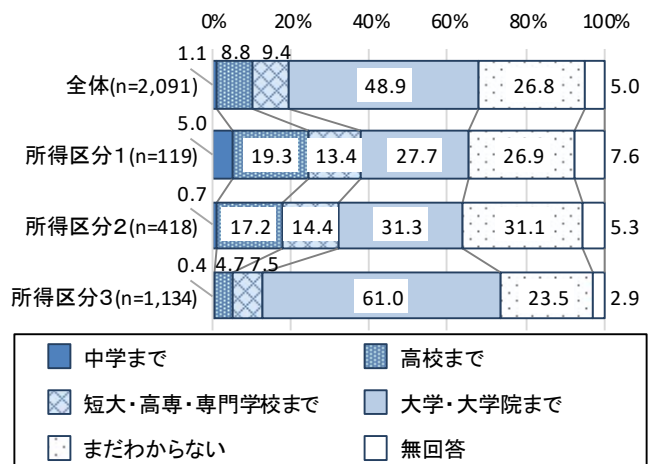
(2) 子どもの学力や進学機会の格差

- 経済的に困窮している世帯では、家庭環境や保護者の養育力不足などによる子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまうといった状況が見られます。
- 全ての子どもに小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

学校の授業がわからないこと
【中学2年生】

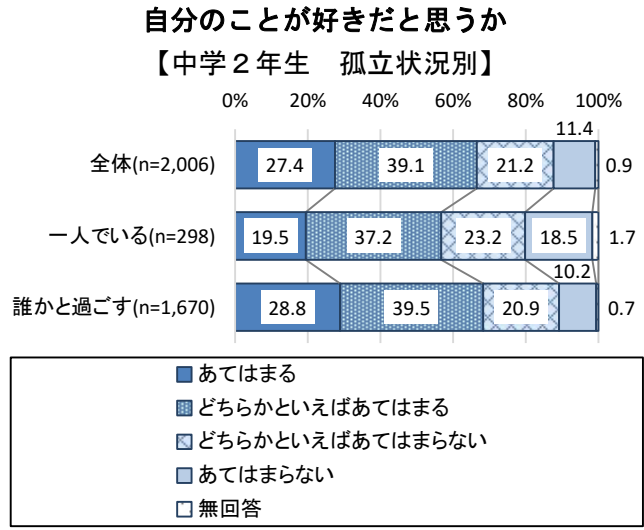
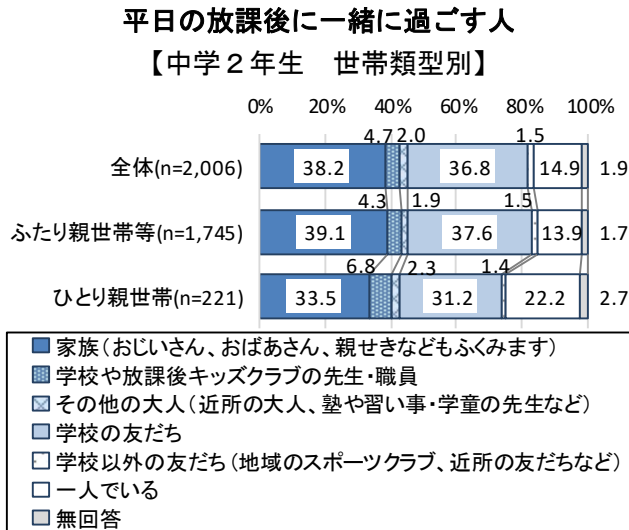


子どもの現実的な進学先
【中学2年生の保護者】



(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下

- 放課後に一人で過ごすなど、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあります。
- 家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。



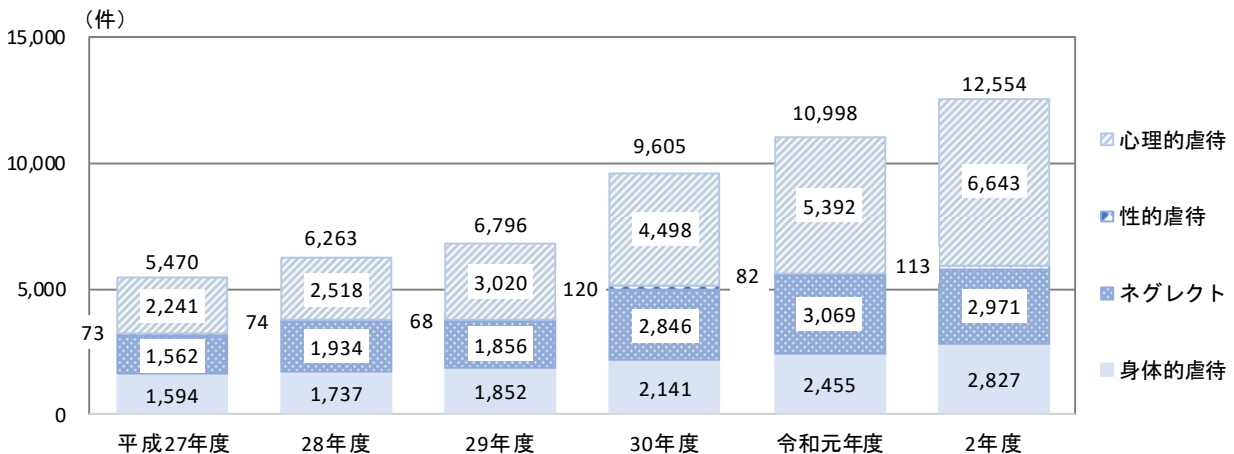
(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

- 困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があります。
- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があります。見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

- 配偶者との離別や死別、虐待、保護者の疾病や障害、外国籍であることによる言語の不自由さ等、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。
- 子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

児童虐待相談対応件数の推移



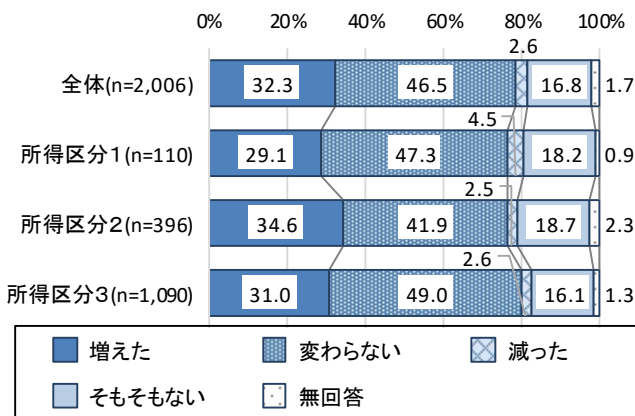
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症の拡大に伴う失職や労働時間の減少等による収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。
- 引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充を行う必要があります。

イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと

(新型コロナウイルス感染症の影響)

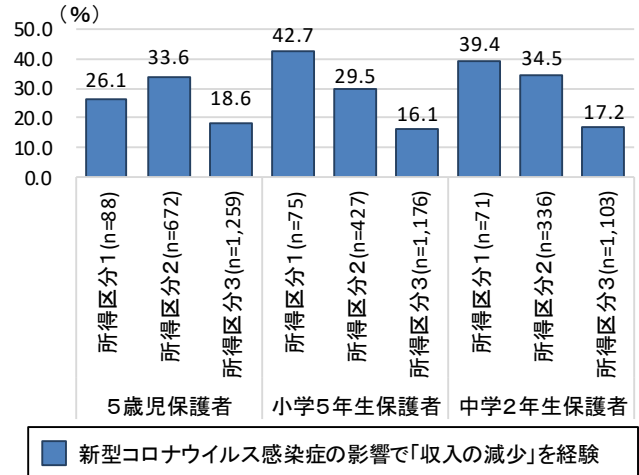
【中学2年生】



収入の減少

(新型コロナウイルス感染症の影響)

【父親】



国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

- 市民アンケート調査から得られたデータを用いて、国が相対的貧困率を算出する際に用いている国民生活基礎調査に基づく等価可処分所得額の中央値の半分、いわゆる「貧困線」を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合をアンケートの対象学年別に算出しました。
- その結果、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は、5歳児が6.1%、小学5年生が7.8%、中学2年生が6.9%となっています。
- また、「子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は5歳児、小学5年生、中学2年生がいる世帯ではそれぞれ、38.6%、39.2%、28.2%となっており、ひとり親世帯の状況は、依然として厳しい水準になっています。

指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)	
	令和元年所得		平成26年所得	
世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	0~24歳 未満の 子ども	7.7%
	小学5年生	7.8%		
	中学2年生	6.9%		
	調査対象全体	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%		45.6%
	小学5年生	39.2%		
	中学2年生	28.2%		
	調査対象全体	35.3%		

注：第1期計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳~24歳未満の子どものいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象年齢区分等が異なるため、単純には比較できません。

注：「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において相対的貧困率を算出する際に用いている貧困線を基に算出したものであり、本市の中での世帯所得の額・分布を用いて新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

第3章

本市の子どもの貧困対策

本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や施策体系等を次のとおり整理しました。

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

施策展開にあたっての基本的な考え方

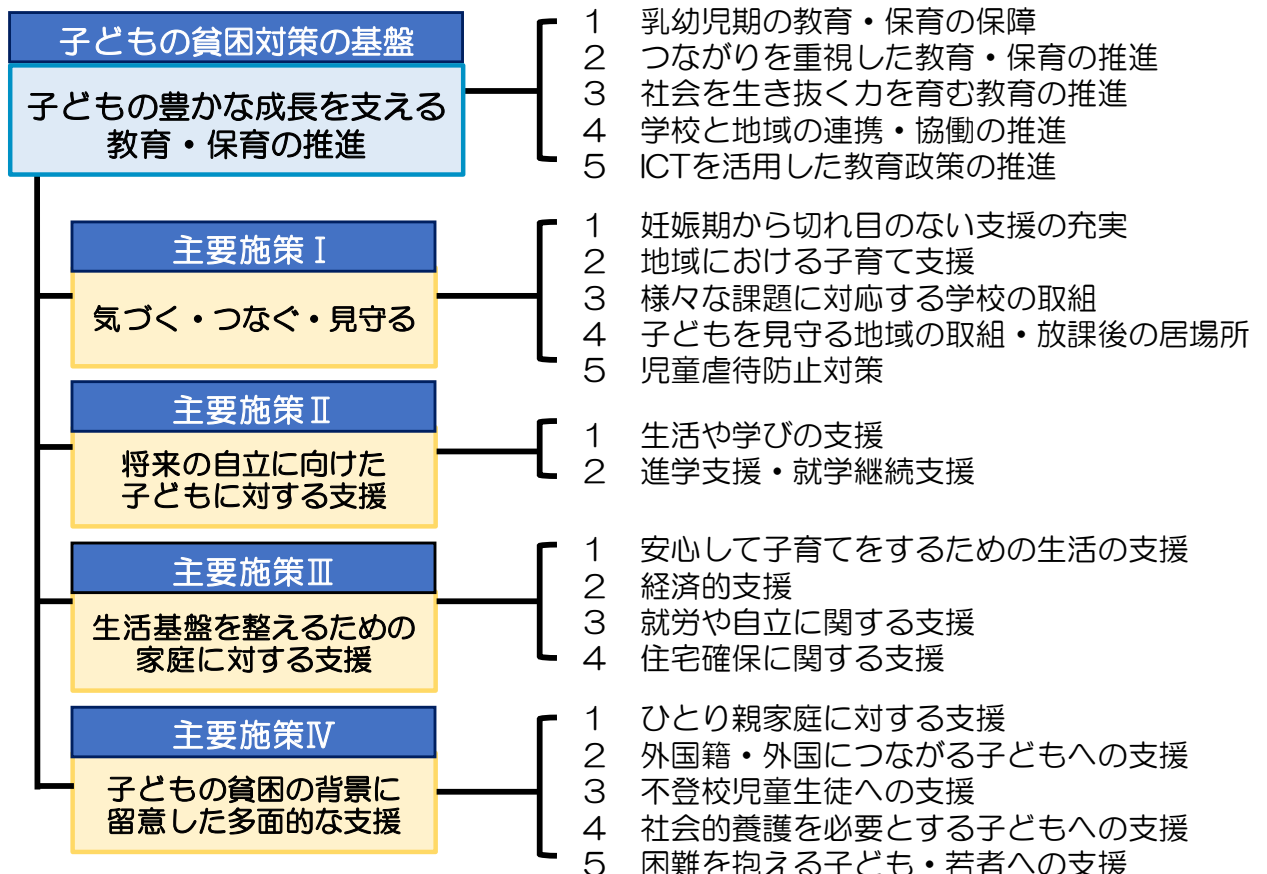
子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

取組の視点

- 1 貧困の連鎖を断つ
- 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援が届く仕組みづくり
- 3 子どもや家庭の貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実
- 4 社会全体での子どもの貧困対策の推進

施策の体系



計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、計画の基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、第2期計画においても子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値 (令和8年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届け出の割合	96% (令和2年度)	96%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (令和3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	24か所
	放課後学び場事業実施校数	小学校29校 中学校59校 (令和2年度)	小学校35校 中学校147校
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和2年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	96%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	70%
困難を抱える若者	若者自立支援機関等の支援により、状態の安定・改善がみられた人数	88% (うち、改善がみられた割合32%) (令和2年度)	90%以上 (うち、改善がみられた割合32%以上)
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	90%以上

第4章

子どもの貧困対策に関する取組

子どもの貧困対策の基盤 – 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

子どもの貧困対策の基盤について

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

主な取組	概要
1 乳幼児期の教育・保育の保障	<p>【保育・幼児教育の場の確保】 多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、保育・幼児教育の場の確保に取り組んでいきます。</p> <p>【保育・幼児教育を担う人材の確保】 保育所、幼稚園、認定こども園等における人材の確保を進めるため、「採用」と「定着」の両面から支援します。「採用」では、保育士就職面接会や見学会の開催、幼稚園就職フェアへの補助等を実施します。「定着」においては、住居に対する補助、処遇改善、コンサルタントの派遣等による保育者が働きやすい職場環境の構築、などを行います。</p> <p>【保育・幼児教育の質の向上】 市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。</p>
2 つながり重視した教育・保育の推進	<p>【幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続】 幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。</p>
3 社会を生き抜く力を育む教育の推進	<p>【一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上】 1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。</p> <p>【人権教育の推進】 「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。</p>
4 学校と地域の連携・協働の推進	<p>【学校運営協議会の設置推進】 地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。</p>
5 ICTを活用した教育政策の推進	<p>【GIGAスクール構想の推進】 ICTを活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関わりを大切に「社会とつながる協働的な学び」を実現します。</p> <p>GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりに端末が整備され、臨時休業等で端末を持ち帰る際に家庭の経済状況で学習機会に差が生じることのないよう、就学援助世帯でインターネット環境がないご家庭にモバイルルータの貸与を行っています。</p>

主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る

施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。
- 子どもや家庭に関わる様々な方が、地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

主な取組	概要
1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	<p>【横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援】 区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p> <p>また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。</p> <p>【妊娠・出産相談支援事業】 予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。</p>
2 地域における子育て支援	<p>【地域子育て支援拠点事業】 各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。</p> <p>【親と子のつどいの広場事業】 主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。</p>
3 様々な課題に対応する学校の取組	<p>【児童生徒支援体制の充実】 いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。</p> <p>【スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化】 多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。</p>
4 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所	<p>【放課後児童育成事業】 全ての子どもたちに無償で「遊びの場」を提供するとともに、留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等にて留守家庭児童等に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の安全で安心な居場所づくりを通じて、子どもたちに自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。</p> <p>【地域における子どもの居場所づくり】 子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。</p>
5 児童虐待防止対策	<p>【「こども家庭総合支援拠点」機能の整備】 区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭に対する相談及び支援を強化します。</p> <p>【かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE】 子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110 番 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。</p>

主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援

施策の方針

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

主な取組	概要
1 生活や学びの支援	<p>【寄り添い型生活支援事業】保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨きなどの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。</p> <p>【放課後学び場事業】家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。</p> <p>【寄り添い型学習支援事業】貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。</p> <p>【地域における体験や学習機会の充実】子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。</p> <p>【就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援】就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。</p> <p>【困難を抱える生徒への支援事業（ようこそカフェ）】横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。</p> <p>【ヤングケアラーに対する支援】本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施し、関係機関の連携のもと、適切な支援につなげていくための取組を進めてまいります。また、リーフレットの作成や、理解促進のためのフォーラムの開催等、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていきます。</p>
2 進学支援・就学継続支援	<p>【教育支援事業】区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。</p> <p>【高等学校奨学金事業】経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。</p> <p>【就学支援金・学び直し支援金】所得等要件を満たす世帯については、就学支援金が認定され、高等学校等に在学する生徒の授業料（の一部）に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受けられれば、同様の支援が受けられます。</p> <p>【高等教育の修学支援新制度※】学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が、国公立大学等の制度対象校にて実施されています。本市は、制度対象校である横浜市立大学の設立団体として、授業料等の減免に係る経費を負担しています。</p> <p>なお、国立大学及び私立大学については、制度対象校であれば当該校の授業料等の減免に係る経費を国が負担しています。制度対象校かどうかは、文部科学省のホームページ又は当該校のホームページ等で公表されています。</p>

※大学等に通う学生を対象とした取組です。

主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

施策の方針

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

主な取組	概要
1 安心して子育てをするための生活の支援	<p>【多様な「保育・教育」ニーズへの対応】 保育所等での一時保育や乳幼児一時預かり、病児・病後児保育など、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。</p> <p>【産前産後ヘルパー派遣事業】 家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。</p> <p>【育児支援家庭訪問事業】 養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。</p> <p>【養育支援家庭訪問事業】 児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。</p>
2 経済的支援	<p>【就学奨励事業】 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。</p> <p>【小児医療費助成】 子どもが病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）。</p> <p>【一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免】 一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。</p>
3 就労や自立に関する支援	<p>【生活保護】 生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。</p> <p>【被保護者自立支援プログラム事業】 区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。</p> <p>【生活困窮者自立支援事業】 区的生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。</p>
4 住宅確保に関する支援	<p>【市営住宅申込時の優遇】 中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般組より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。</p> <p>【住宅セーフティネット事業】 民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。</p> <p>【住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）】 離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。</p>

主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援

施策の方針

- 子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

主な取組	概要
1 ひとり親家庭に対する支援	<p>【母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親家庭等自立支援事業）】ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。</p> <p>また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。</p> <p>【ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（ひとり親家庭等自立支援事業）】親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学生に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みへ対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。</p>
2 外国籍・外国につながる子どもへの支援	<p>【ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導】児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、「都筑ひまわり（仮称）※1」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。</p> <p>【多文化共生総合相談センター】市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。</p>
3 不登校児童生徒への支援	<p>【ハートフルフレンド家庭訪問】家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。</p> <p>【ハートフルスペース】週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。</p>
4 社会的養護を必要とする子どもへの支援	<p>【里親・ファミリーホーム委託の推進】様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。</p> <p>【施設等退所後児童に対するアフターケア事業】施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。</p> <p>また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはま Port For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。</p>
5 困難を抱える子ども・若者への支援	<p>【青少年相談センター事業※2】ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。</p> <p>【地域ユースプラザ事業※2】地域ユースプラザ（市内4か所）は、青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。</p> <p>また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザの相談員が各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。</p>

※1 令和4年度開設予定。

※2 39歳までの若者を対象とした取組です。

1 計画の推進体制等

- 計画の推進にあたっては、外部有識者等を含む「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」や関係局区で構成する庁内会議において、事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

2 様々な主体による計画の推進と人材育成等

- 子どもの貧困対策は、困難を抱える子どもや家庭に、日常の様々な場面で気づき、見守り、支援につなげていく方や、専門的な支援を行う方など、多くの方が役割分担をしながら支えていく取組です。
- また、行政だけでなく、地域の皆様や企業、関係団体など様々な方がそれぞれの立場や視点から主体的に支援に参画していく必要があります。
- 計画の推進にあたっては、行政や地域の皆様、企業、関係団体など、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといった視点等を踏まえた人材育成や情報共有・ネットワークづくりにも取り組み、支援の充実を図ります。

3 国や県などの関係機関との連携

- 社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

4 情報発信・情報提供の推進

- 令和2年度に実施した子どもの貧困に関する実態把握調査では、困難を抱えている子どもや家庭において、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないといった状況が見られました。そのような子どもや家庭を早期支援につなげられないことにより、より困難な状況となり、貧困に陥ってしまうことはあってはなりません。
- 必要な方に適切な支援が届くよう、第2期計画の推進にあたっては、子どもの貧困対策に関する取組について、制度の概要や相談先等を横断的にまとめた子どもや家庭向けの支援ガイド等を作成するとともに、SNSを活用した当事者の立場に立った分かりやすい情報発信・情報提供を行います。



第2期 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

概要版

令和4年4月発行

横浜市こども青少年局企画調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

☎ 045-671-4281 | FAX 045-663-8061 | ✉ kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ

検索